平成２６年（フ）第１２１２号
大阪府東大阪市島之内１丁目８番８―605号
債務者　西垣　哲治
1　決定年月日時　平成26年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１２５０号
大阪府箕面市瀬川２丁目５番５―306号、住民票上の住所大阪府堺市北区東浅香山町３丁31番地　府営堺浅香山住宅22棟107号
債務者　山口　裕二
1　決定年月日時　平成26年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１２５５号
大阪市旭区大宮５丁目10番16―909号
債務者　横山　誠二
1　決定年月日時　平成26年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１２５７号
大阪市西成区玉出西２丁目10番22―110号
債務者　八百　邦子
1　決定年月日時　平成26年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１２７０号
大阪市淀川区十三東１丁目12―23―703、住民票上の住所大阪府東大阪市西石切町２丁目３番35号
債務者　櫻井　由維
1　決定年月日時　平成26年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１３４４号
大阪府守口市八雲東町２丁目17番７号
債務者　藤井　晴仁
1　決定年月日時　平成26年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１３４５号
大阪府守口市八雲東町２丁目17番７号
債務者　井本　桂子
1　決定年月日時　平成26年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１３８４号
大阪市住吉区我孫子１丁目６番２―203号
債務者　小島久美子
1　決定年月日時　平成26年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１４３６号
大阪府東大阪市昭和町10番７号　コーポ初音202
債務者　山﨑　利照
1　決定年月日時　平成26年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１６９７号
大阪府寝屋川市本町13番10号
債務者　村田　小枝（旧姓井村・橋詰）
1　決定年月日時　平成26年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１７３３号
大阪府門真市岸和田３丁目６番17号
債務者　小林　節子
1　決定年月日時　平成26年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１７３４号
大阪府八尾市志紀町南４丁目91番地
債務者　安達　令奈（旧姓川並）
1　決定年月日時　平成26年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１７３７号
大阪府豊中市豊南町南３―５―１メゾン東栄豊南205号、住民票上の住所大阪府豊中市北条町１丁目32番５―102号
債務者　植田真沙美
1　決定年月日時　平成26年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１８２９号
大阪市浪速区恵美須西２丁目２番１―306号
債務者　大里　　忠
1　決定年月日時　平成26年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１８３０号
大阪市城東区成育２丁目11番21号パールハイツ501
債務者　加藤　征二
1　決定年月日時　平成26年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１８３１号
大阪市城東区成育２丁目11番21号パールハイツ501
債務者　加藤　和子
1　決定年月日時　平成26年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１０２号
函館市上野町33番27号
債務者　澤本　一寛
1　決定年月日時　平成26年５月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月26日まで
函館地方裁判所